



発行
東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（同）…二

告示（公）

- 教習指導員審査の実施……………三
- 指定講習機関の届出事項の変更届出（二件）……………四

告示

●東京都告示第九百四十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和七年東京都告示第千二十四号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

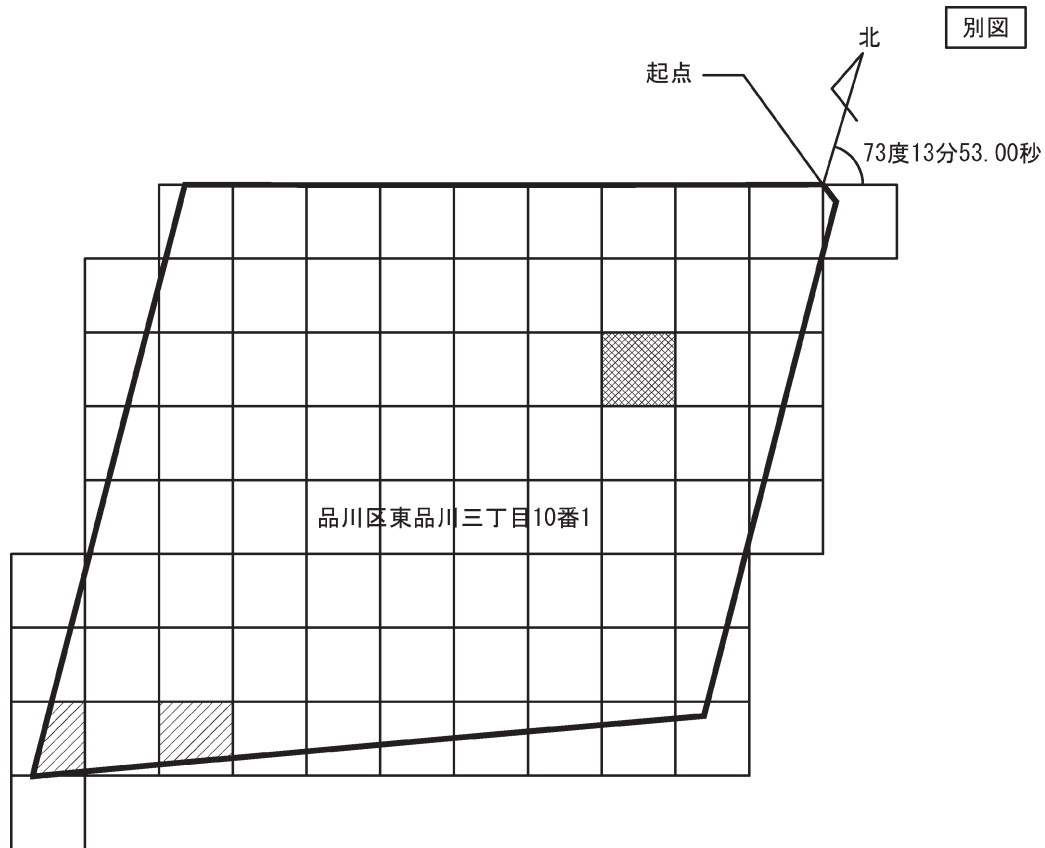
令和八年九月四日

東京都知事 小池百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（品川区東品川三

丁目地内）

- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



【起点】

起点は、品川区東品川三丁目10番1の最北端とする。

【凡例】

— : 単位区画

— : 調査対象地

▨ : 形質変更時要届出区域
(令和7年東京都告示第1024号
により指定した区域)

▩ : 指定を解除する区域

【格子の回転角度（73度13分53.00秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百四十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和三年東京都告示第八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年九月四日

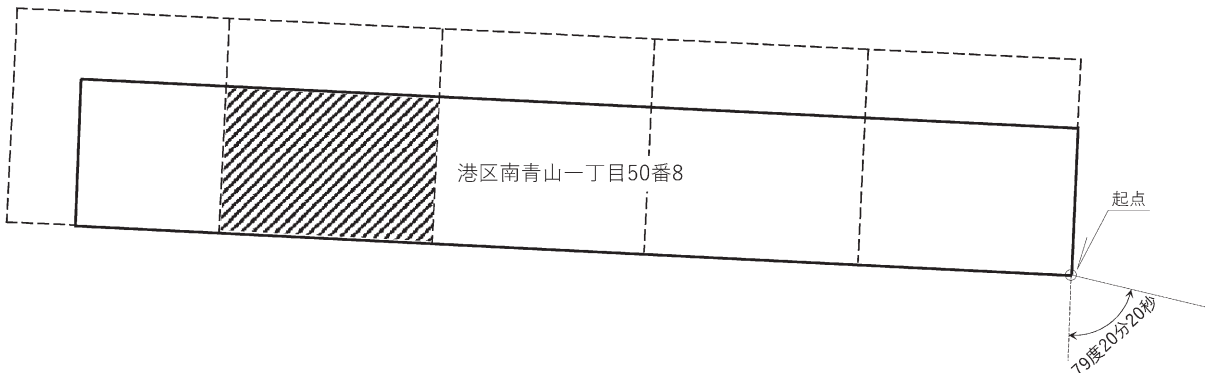
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（港区南青山一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- 指定を解除する区域

【起点】

起点は、港区南青山一丁目50番8の最北端とする。

【格子の回転角度（79度20分20秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告 示（公）

●東京都公安委員会告示第260号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和8年9月4日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 審査の種類

普通自動車免許教習指導員審査

2 審査を受けようとする者の資格

普通自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証（以下「免許証」という。）又は当該運転免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードを提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

(1) 教習に関する技能

ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能

イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能

ウ 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能

エ 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能

オ 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能

(2) 教習に関する知識

ア 道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の28 第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識 イ 自動車教習所に関する法令についての知識 ウ 教習指導員として必要な教育についての知識 4 審査細目の免除 規則第17条第1項各号若しくは第4項各号又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者 5 審査の日時及び場所 (1) 日時 令和8年10月5日（月曜日）から同月9日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時 (2) 場所 警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1） 6 申請手続 (1) 申請書類 ア 申請書（規則別記録様式第1号の審査申請書とする。） イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの） ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面 (2) 受付日時 令和8年9月17日（木曜日）及び同月18日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで	(3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号） (4) 申請に関する注意事項 ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和8年9月7日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。 イ 写真は、申請書に貼り付けること。 ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。 エ 免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示すること。 7 審査手数料 12,000円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。 8 携行品及び服装 (1) 携行品 ア 免許証又は免許情報記録個人番号カード イ 筆記用具（黒色又は青色のボールペン） (2) 服装 自動車の運転に支障のない服装 9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記録様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。 10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03（3581）4321 内線7251-5276 _____	●東京都公安委員会告示第261号 指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、次のとおり指定講習機関から特定講習の業務を行う事務所の所在地の変更届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。 令和8年9月4日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記 <table><tr><th>変更届出があった指定講習機関</th><th>変更事項</th><th>新</th><th>旧</th><th>変更年月日</th></tr><tr><td>コヤブドライイビングレスクル石神井</td><td>特定講習の業務を行う事務所</td><td>練馬区谷原一丁目2番18号</td><td>練馬区谷原一丁目4番4号</td><td>令和8年6月15日</td></tr></table>	変更届出があった指定講習機関	変更事項	新	旧	変更年月日	コヤブドライイビングレスクル石神井	特定講習の業務を行う事務所	練馬区谷原一丁目2番18号	練馬区谷原一丁目4番4号	令和8年6月15日
変更届出があった指定講習機関	変更事項	新	旧	変更年月日								
コヤブドライイビングレスクル石神井	特定講習の業務を行う事務所	練馬区谷原一丁目2番18号	練馬区谷原一丁目4番4号	令和8年6月15日								
●東京都公安委員会告示第262号 指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、次のとおり指定講習機関から代表者の氏名の変更届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。 令和8年9月4日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記												

					変更届出 があった 指定講習 機関
					変更事項
					新
					旧
					変更年月日
					令和8年7 月1日
					代表者の 氏名
					小山 義一
					佐原 貴光
					株式会社 調布自動車 学校

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

